

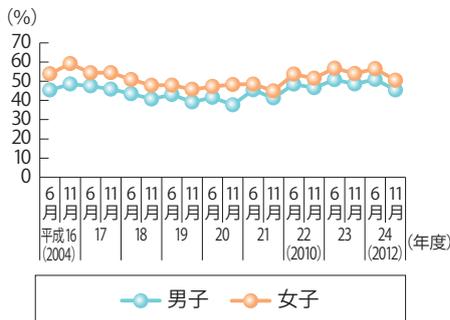
3 学校に係る諸問題

(いじめ)

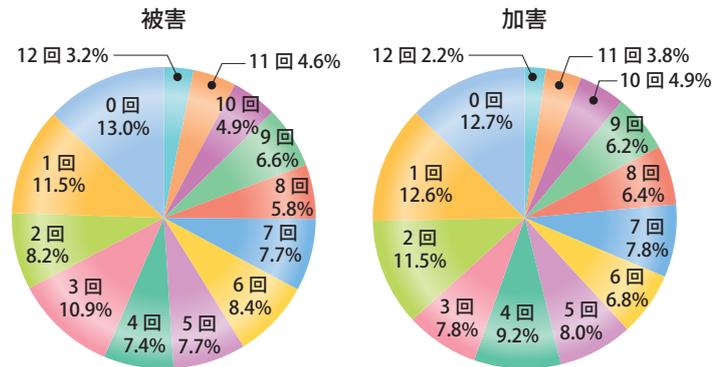
- いじめは常に起こっており、特定のいじめられっ子やいじめっ子の問題ではなく被害者も加害者も入れ替わる。(図表21)
- 警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は急増。(図表22)

図表21 いじめの発生実態

(1) 小学校における被害経験率の推移



(2) 平成19(2007)年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所 (2013) 「いじめ追跡調査2010-2012」

(注) 1. 調査の概要は以下のとおり。

目的: 匿名性を維持しつつ個人を特定できる形で小学校から中学校にかけて追跡方法: 子ども自らが回答する自記式質問紙調査

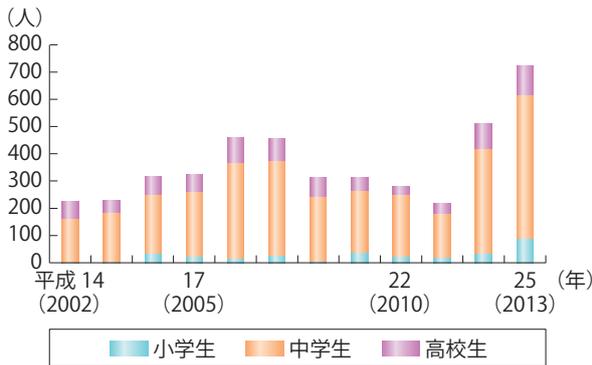
対象: サンプル地点として抽出された中学校区の小学校4年生から中学校3年生までの全ての子ども (1学年当たり約800名)

時期: 各年度の6月末と11月末の2回

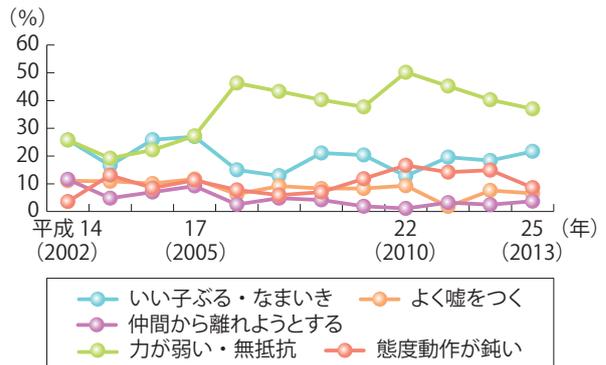
2. 新学期から3カ月弱の間に「仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした」体験についての回答をグラフ化。「週1回以上」「月に2~3回」「今までに1~2回」の回答割合の集計値。

図表22 いじめに起因する事件の検挙・補導

(1) 学校別



(2) 原因・動機別(主なもの)



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」[少年非行情勢]

(注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で検挙、補導した小学生、中学生、高校生による「いじめによる事件」と「いじめの仕返しによる事件」をいう。「いじめ」とは、平成24年以前は、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」をいう。平成25年は、いじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成19年まではすべて「その他」に、平成20年以降は各原因・動機に計上。

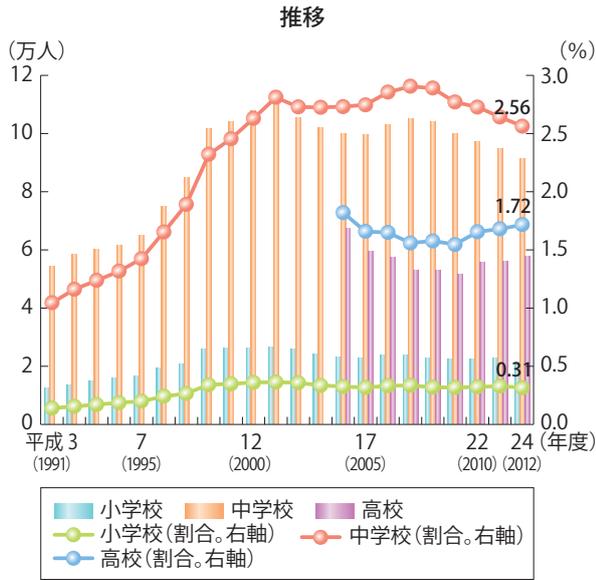
(不登校)

○不登校の子どもは、小学校ではほぼ横ばい、中学校では減少傾向、高校では増加傾向。(図表23)

(高校中退)

○高校中退者は減少続く。(図表24)

図表23 不登校の状況

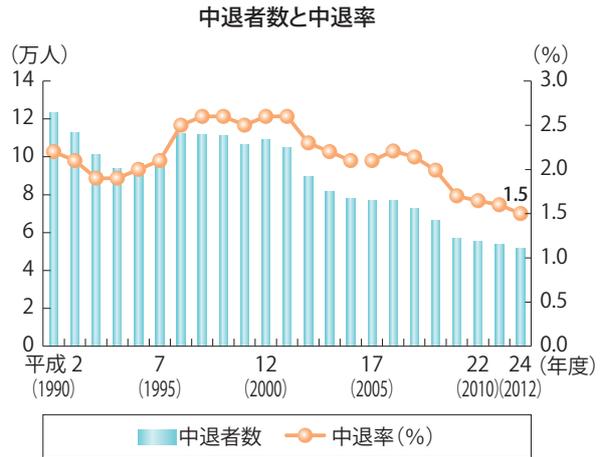


(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 1. ここでいう不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子どものうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいう。
 2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高校(中学校には中等教育学校前期課程を含む)。高校は平成16年度から調査。

(校内暴力)

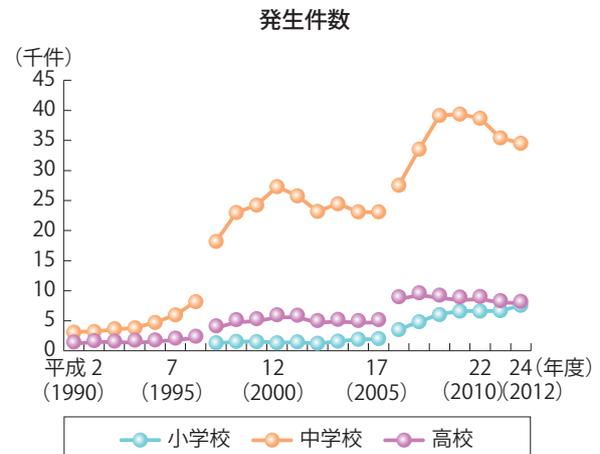
○校内暴力の発生件数は、中学校でやや減少するも依然高い水準。(図表25)

図表24 高校における中途退学者



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 調査対象は、平成16(2004)年度までは公・私立高校、平成17(2005)年度から国公立高校。

図表25 学校内における暴力行為の発生件数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 1. 平成9年度から調査方法などを改めている。
 2. 調査対象は、平成8年度までは公立中・高であり、平成9年度から公立小学校が、平成18年度からは国私立学校が追加されている。
 3. 中学校には中等教育学校前期課程も含む。

第2節 体験活動

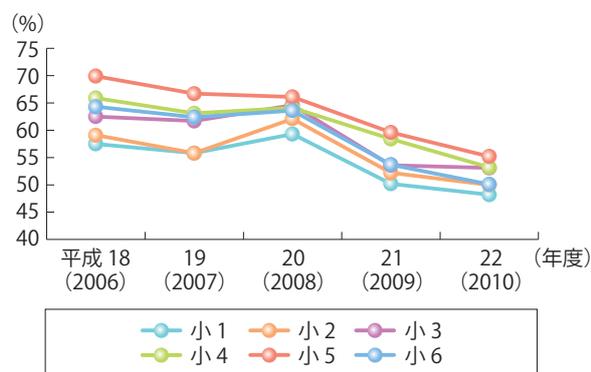
1 現状

○学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は低下傾向。(図表27)

2 意義・効果

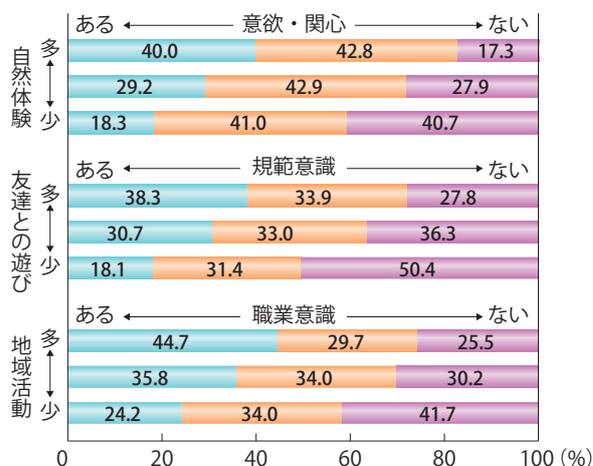
○体験活動が豊富なほど、意欲や関心、規範意識などが高い人が多い。(図表28)

図表27 学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構(2011)「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査(平成22年度調査)」

図表28 子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係

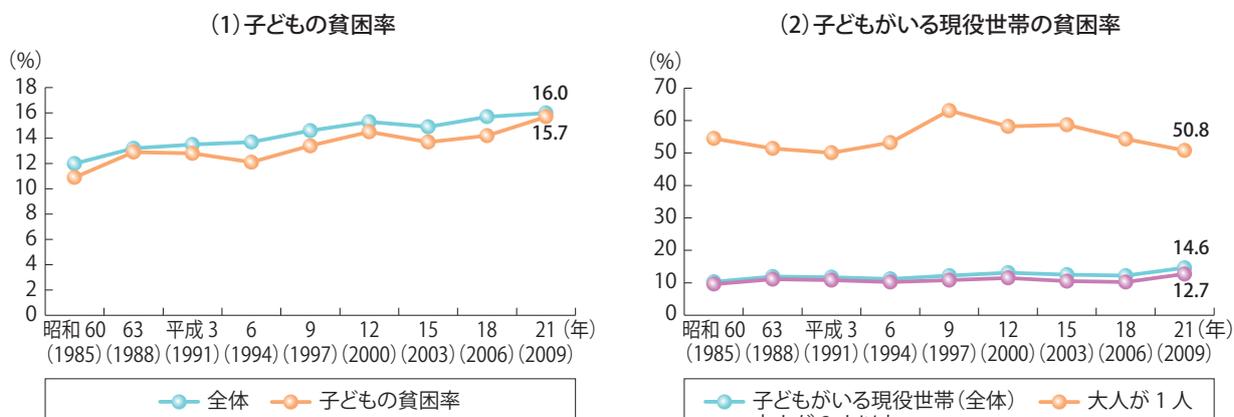


(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構(2011)「子どもの体験活動の実態に関する調査研究(平成22年度調査)」

第3節 子どもの貧困

○子どもの相対的貧困率は上昇傾向。大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮。(図表29)

図表29 相対的貧困率



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 1. 相対的貧困率は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分未満に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
 2. 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。